

## 第2回懇話会でのご意見等の概要及びその対応等について

## 「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」の改定について

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
1	全般	たとえ県でこうだと分析し、方策を立てても、現場の市町村で雲の上に浮いているのではどうにもならないわけでございまして、やっぱり県に強い、市町村を突き動かす指導力を備える部署を持たなければ、これはただ書面上の、空に浮いた雲のような話になってしまうのではないかと思います。私どもの部落解放にとりくむ富山県連絡会議では、もう20年前から人権教育啓発センターというべきものを県に設置してほしいと訴え続けてまいりました。そして、各市町村のどこにも人権という名前を掲げた場所があれば、県内にくすぶっていた人権問題が市町村で掌握され、県に全部集まってくる。それでこそ問題等の取組が本格的に展開していく、それこそが基礎というか鮮明なのではないかと思う。せっかくこれだけの作業をしてくださったぐらいですから、それこそ人権教育啓発センターがどういう構成で、どんな形で設置されるのが望ましいかを真剣に検討していただきたい。	会議	ご指摘の点については、庁内部局で横断的に組織する連絡会議を設けて取り組むこととしており、現時点で新たな組織を設置することは考えておりませんが、引き続きホームページ等において、県民生活課に人権担当をおいて、人権に関する問合せ窓口として周知しています。
2	全般	基本計画ということを先ほど御説明いただきましたので、今後この基本計画にこの言葉（カスタマーハラスメント）が入ったことで、例えば先日、東京都で条例化されたという大きい第一歩が踏み出されたところかと思しますので富山県でもそのように、これから実効性をもってプランとなって取り組んでいただけるように要望とさせていただきます。	会議	ご指摘を踏まえ、今後とも職場におけるハラスメント防止対策に関する施策に努めてまいります。
3	全般	優しい心で本当に、先ほども言われましたが、自分が言われて嫌なことは言わないというような自分が優しい気持ちで人に接していく。その優しい心を皆さんが持てば、いじめなどが起きないと思うが、それもなかなか難しいことだと思います。私たちは本当に勉強して一つずつ前に進んでいって、みんなが住みよいまちというか、住みよい世界をつくっていったらいいなと思っております。	会議	いただきましたご意見について、今後とも、本計画の目標である「人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現」に向けて努めてまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
4	全般	外国人に対しても配慮された計画になっていると思うが、啓発という点からいうと、特に外国人はこれは絶対読めないなというところがあるので、できるなら概要版で易しい日本語で書かれたものだったり、英語だけでもいいので英語版というものも作ってあると、富山県は多様な人に配慮した基本計画をつくっているなと思っていただけたと思う。子供向けに漫画版とかもあると、子供たちも興味を持って取り組めるのではないかなと考えます。	会議	今後、計画の概要版を作成する際に県民に分かりやすい内容とするよう検討いたします。
5	全般	この基本計画をどう県民に広く周知するのかが一番大事。どなたかの発言にもあったが、まんが、アニメなどでわかりやすくPRすることも必要。	書面	今後、計画の概要版を作成する際に県民に分かりやすい内容とするよう検討いたします。
6	基本的な考え方	資料2の1ページ目、国連に関する世界人権宣言などのことが書かれております。もちろんそれが人権の基本だと思いますけれども、1946年の11月に、国際連合教育科学文化機関、ユネスコというものの憲章が採択されました。この中身は、各国が戦争してはいけませんという中身なのですが、差別や偏見がその要因だと書かれております。まさに国同士の相互理解ができていないと戦争は起きているんだというような、人権侵害のことが書かれています。そのことをここに書いていただきたい。	会議	ご指摘いただきましたユネスコ（国際連合教育科学文化機関）については、人権に関する組織と考えますが、その目的が「教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献すること」となっており、その活動もすべての人々が教育を受けられるようにすることや世界の自然遺産や文化遺産を保護することなどとなっていることから人権を対象を限った組織ではないため掲載は見送ることとします。
7	基本的な考え方	1946年12月にユニセフ（国連児童基金）は、戦争により非常に困っている子供たちを支援するために、緊急的活動を行う目的で設立された一時的な機関として設立されました。そういう世界の最初の国連ができた時分の、戦争に反対するとか、人権を侵害しちゃいかんとかということがあったということを書いていただくと、もう少し厚みが出るのではないかと思う。	会議	ご指摘いただきましたユニセフ（国際連合児童基金）については、人権に関する組織と考えますが、その目的が戦争によって荒廃した国々の子どもたちに緊急の食糧を与え、健康管理を行うことなどとなっており、その活動もこどもの命を守る活動となっていることから人権を対象を限った組織ではないため掲載は見送ることとします。
8	基本的な考え方	資料2の3ページ目にありますが、障害者の差別禁止条約というものを日本が批准しました。批准をすると国の状態を報告し、それに対する勧告が出ています。そういったことも、ちょっと書いていただくと、国際情勢との絡みがあるんだということが分かると思う。	会議	ご指摘を踏まえ、第1章1(1)イに批准による報告等について追記いたしました。
9	基本的な考え方	旧優生保護法について、違憲判決と国の賠償責任を認める最高裁判決を受けて、総理大臣として政府を代表して謝罪し、幅広い被害者への補償と、偏見や差別の根絶への取り組みの強化を表明されたことは、大変大きな節目であり、計画に盛り込んで抑えておく重要事項と考えます。	書面	ご指摘を踏まえ、第2章2(14)に旧優生保護法に関する事項を追記いたしました。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
10	女性	アンコンシャスバイアスという認識は、私が一般の方に研修会をすると2割しか知らないので、後ろの解説のところにも入れていただきたい。	会議	ご指摘を踏まえ、用語解説※11にアンコンシャスバイアスについて追記しました。
11	女性	女性の就業とかチャレンジ支援というところでサンフォルテも書いていただいているが、このほかにもチャレンジ支援ありますとSCOPさんとか、それから富山県人材活躍推進センター等々もあるので、入れられるのなら今の新しい計画の中に文言を入れていただけたらよいと思う。	会議	ご指摘を踏まえ、第4章1(3)に「女性就業支援センター」を追記いたしました。
12	子ども	資料2の19ページの人権に関する県民意識調査よりというところですが、子供に関する人権上の問題としてのくだりの下から2行目、平成30調査と比較すると、「いじめを受けること」が増加している一方、「虐待を受けること」が減少している。それは、人権に関する県民意識調査の報告書の31ページを見ましたら、「あなたは、子供に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。この中から該当するものを選んでください」。この一部分がここに多分抜粋されているんだと思うんですが、このページの上のほうには、「児童虐待の相談対応件数が増加していることや、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている」という文章があり、県民の意識調査の虐待を受けることが減少していると書いてあることでちょっと矛盾というか、意識が薄いと取ればいいのか、ちょっと気になるなと思う。決して少なくなっているわけではないが、答えていらっしゃる方が減少しているということがちょっと気になる。	会議	子どもに関する人権上の問題として「虐待を受けたこと」と回答してる方の割合は前回と比べて若干減少したが、児童虐待については、依然として、県民の意識は高く、人権課題としての取組みが必要と考えています。
13	高齢者	資料2の59ページに「ゆずりあいパーキング」という言葉が出ておりますが、県でつくっていただいた要介助をする、助けてもらうというヘルプマークをつけ加えていただくと理解が進むかなと思う。	会議	ご指摘の点について、ヘルプマークは、外見からは援助を必要としているか分かりづらい人が主な対象であるため、高齢者の項目には記載しないこととしたい。 なお、障害のある人については、本文において記載しております(第4章4(2))。
14	高齢者	要支援、要介護の認定がされていない高齢者へサポートのあり方について、対応方法を教えてほしい。 例 92歳の男性、10年余りの独り暮らしにつかれ、施設に入居された。老人会や町内会で何とかと考えたが難しい。	書面	個々の高齢者へのサポートについては、おかれている事情にも依ることから、まずは、市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター等に対応相談をいただきたい。県としても地域での見守り活動などを行うケアネットや民生委員及び老人クラブの活動促進に向けた支援を継続してまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
15	障害のある人	視覚障害者の方がマイナ保険証を非常に使いづらいというようなこと2度指摘しております。この問題を私どもは一種の人権問題であろうと考えているが、行政のサービスを受けるために国の方針として取り組んでおられることではありませんけれども、障害のある方が不利益を被る可能性がある中で、行政サービスを等しく受ける権利というか、そういったことを理解しやすいような内容になっておればよいと思う。そのことが、先ほど申しましたような啓発に入っているというようなことがあればよいと思う。	会議	ご指摘を踏まえ、第4章4(2)に「不利益取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」により行政サービスも確保されるという考え方で追記いたしました。
16	障害のある人	合理的配慮の提供の義務化について、富山県では差別解消法に先立って、条例の施行当初から、何人に対しても義務化していたことが伝わるよう表現していただきたい(資料2の24ページ)。	書面	ご指摘を踏まえ、第2章2(4)に条例で施行当初から全ての人を対象として、合理的な配慮の提供を義務付けていることを追記いたしました。
17	障害のある人	津久井やまゆり園事件(H28年7月)の後も、虐待やいじめが後を絶たない。「優生思想」や偏見、差別の根絶に向けて、社会全体での継続的な取り組みが重要であることを明記していただきたい(優生思想根絶のためにも、計画に明記していただきたい。)(資料24ページ他)。	書面	ご指摘を踏まえ、第2章2(14)に優生思想に基づく偏見と差別を含めておおよそ疾病や障害を有する方々に対するあらゆる偏見と差別を根絶に向けて取り組むことを追記いたしました。
18	障害のある人	後見人が付くと選挙権を失っていたが、2013年にこれまでの公職選挙法が憲法違反となるとの判決を受けて、法律が改正され、被成年後見人が投票できるようになった(選挙権の回復は大変大きな人権問題であることを明記していただきたい。)(資料2の24ページ)。	書面	ご指摘を踏まえ、第2章2(4)に成年被後見人が選挙権等を有することを追記いたしました。
19	障害のある人	「毅然とした態度で臨み、勇気をもって……」という方針に対して、「雰囲気づくり」という表現は、ぼんやりとした、柔らか過ぎるイメージではないでしょうか?せめて、「環境づくり」、或いは「心と態度の醸成」などの方が目標に向けての姿勢が感じられるかと思います(資料2の46ページ)。	書面	ご指摘を踏まえ、第3章1(1)①の「雰囲気」を「環境」に修正しました。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
20	障害のある人	児童生徒が障害のある人自身から、これまでの生活体験や困りごとなどを直接お聞きし、交流する機会などを小中学校等で提供されていますが、もっとその機会を増やしていただきたい（資料2の60ページ）。	書面	いただきました意見について、今後とも、校長会や研修会等を通して周知に努めてまいります。
21	同和問題 (部落差別)	富山県行政への要望書 2024年9月10日 第2回富山県人権教育・啓発推進懇話会委員、部落解放に取り組む富山県連絡会議代表  1. 県下各市町村行政並びに教育機関挙げて、県民生活の中に潜在する人権問題や、それに関する訴えなどの情報を収集し、集約することが必要であることは、この度の委員懇談会に提出された資料を通観しても明らかなことです。 直接県庁へ人権侵害を受けたと訴えに来る人はありますまいし、市町村庁や、法務局へも訴えに来てくれる人は稀なはずで、問題点の把握も抜け穴だらけの現状だと想像されます。 それとともに、それらへの取り組み指針を発進して、司令塔の役割を果たすべき専門の機関が、県に設置されなければ、担当部署も不明確な上に予算措置も乏しい市町村の積極的取り組みは期待できません。 県行政の中核である県庁内に、「人権教育・啓発推進局」乃至は「人権尊重推進センター」とでも名付くべき機関を設置し、各市町村にもそれに対応する部署が設けられるよう促すことが必要であると思われま す。 以上の点についてのご検討を要望致します。  以上	書面	ご指摘の点については、庁内部局で横断的に組織する連絡会議を設けて取り組むこととしており、現時点で新たな組織を設置することは考えておりませんが、引き続きホームページ等において、県民生活課に人権担当を置いて、人権に関する問合せ窓口として周知しています。
22	外国人	資料2の66ページの外国人の関係ですが、真ん中あたりにあります民間の団体と書いてありますが、民間の国際団体、国際と入れたほうが皆さんには分かりやすいと思う。	会議	ご指摘を踏まえ、第4章9(3)①の「民間交流団体」を「民間国際交流団体」に修正しました。
23	性的指向・ジェンダーアイデンティティ	新旧対照表の76ページ、77ページに性的指向とジェンダーアイデンティティに関するパワハラについて記載されている。性的指向とジェンダーアイデンティティについての侮辱的な言動も一応パワハラになっておりますので、こちらの本編のほうにも書いていただきたい。	会議	ご指摘を踏まえ、第2章2(12)にアウティングや侮辱的な言動をすることがパワーハラスメントに該当することを追記いたしました。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
24	性的指向・ジェンダーアイデンティティー	新旧対照表の39番の性的指向とジェンダーアイデンティティに関するアウティングについては6類型の中の個の侵害に該当するというのは正しいんですけども、侮辱的な言動については、類型の2番目の精神的な攻撃に分類されていたと思いますので、こちらを一応確認いただきたい。	会議	ご指摘を踏まえ、用語解説、参考統計資料※40に侮辱的な言動をすることが「精神的な攻撃」に該当することに修正いたしました。
25	啓発	県民意識の調査結果では、どこに相談すればいいのか分からない、ハードルが高くてちょっと行けないとかいう声と、それから、人権に関して私たちに相談してねと言っているつもりが届いていないのか、もっとどうやって啓発していけばいいのか考えさせられる。相談体制をより充実するということが皆さんに周知すること、今の計画の中ではマスコミ等、それからホームページとかそういった新しい手法をどんどん取り入れられていることは分かるんですけども、なかなか周知されていないというところにもどかしさを感じております。	会議	いただきましたご意見について、今後とも、相談窓口や事業に関する情報などの周知に努めてまいります。
26	啓発	非常に網羅的に資料を作っておられるので、これをどうやって周知、あるいは啓発に使うのかというところがこの後の課題かと思う。特に本文のほう、基本計画、抜粋でないほうを読むのも大変で、概要版という、今県のホームページに上がっているものも前回お示しいただきましたけれども、これをやはり目を通すのもなかなか大変ですといったことで、これは自治体でいろいろと御意見もあろうかと思えます。	会議	今後、計画の概要版を作成する際に県民にわかりやすい内容となるよう検討いたします。さらに、啓発資料や講演会等で県民にわかりやすく周知するよう努めてまいります。
27	啓発	先ほど御指摘のように、いろんな部署の中に人権と名のつく部署をお持ちのところもあって、そういうところが啓発に取り組んでいるというようなところも散見しますと、そういったところを参考にして、富山県もこれだけのものをつくられたわけですから、啓発により力を入れていただきたいというようなことを感じております。	会議	いただきましたご意見について、他県などの方法も参考にしながら、啓発に努めてまいります。

番号	課題項目	主な意見概要	意見時点	対応等
28	啓発	基本計画そのものは、現状やニーズに対応したより良いものになったと思います。課題は、いかにして多くの方々へ周知していけるかだと思います。そのために概要に工夫が必要だと思います。概要とはいってもかなりの分量、細かさがあり、よく示してあるのですが、誰もが読んでみようとはならない気がします。さらに精選するか、ポンチ絵などでより簡潔で見やすいものでPRしていくことが、基本計画そのものにも関心をもってもらうことにつながっていくと思います。	書面	今後、計画の概要版を作成する際に県民にわかりやすい内容となるよう検討いたします。さらに、啓発資料や講演会等で県民にわかりやすく周知するよう努めてまいります。
29	企業に対する人権啓発	企業関係でいうとハラスメントというようところが非常に最近クローズアップされているが、パワハラ、セクハラ、カスハラも含めて書いてあるんですけど、いろんなハラスメント、いろんな造語についても少しコメントがあってもいいかなと思う。 基本は自分が言われて嫌なことは言わないというか、いじめもそうですが、何か自分がやられて嫌なことはしないという、基本的なところを指導もされていると思うんですけど、そういう簡単なところからの教育もお願いしたい。	会議	ご指摘を踏まえ、第3章4に妊娠・出産・育児休業等ハラスメントや就活ハラスメントについて追記いたしました。
30	企業に対する人権啓発	資料2、52ページ「しかし、研修が単に人権侵害の・・・指摘もあります。」に対する施策が見えない気がする。どうすればいいの？	書面	ご指摘いただきました課題に対して、第3章4③に関する施策を行うこととしております。